

時代区分V (1)-①尖閣諸島における警告板設置に関する資料

警告板設置の際の出張復命書(琉球政府出入管理庁)

No.67 復命書

報H27/P20 1970年(昭和45年)7月24日

復命書	
1970年7月7日 不法入域防止用警告板の設置立会及び不法入域者の取締のため、尖閣列島へ出張しましたので、その概要をつぎのとおり復命します。	
1970年7月24日	
法務局	出入管理庁警備課
局長	課長 比嘉健次
出入管理庁長 大城実殿	
庁長	総務課長 青直課長
係長	係長
1. 出張年月日 1970年7月7日(10日間) 16日	
2. 出張先 尖閣列島(1)魚釣島、(2)南小島、(3)北小島、(4)黄尾嶼、(5)赤尾嶼	
3. 概要	
△警告板設置状況	
日時	状況
7月7日 08:30	同日午前9時尖閣列島向け石垣港へ出港予定の偏船才3白洋丸(150t)

△ 不法入域者の取締状況について

(1) 今回の出張目的が主として尖閣列島の各島に不法入域者に対する警告板設置工事の立会であったため、徹底的に不法入域者の取締ができておらず、わずか5日間の短期間で、別紙のとおり直接臨船して船長に対し厳重警告を与えて即時退去を命じた台湾漁船6隻、わいわい取締船と見て領海外へ逃走した船名未確認の台湾漁船8隻その他遼東洋上に台湾漁船51隻の船隻を発見するに至った。これらの漁船は従順にわいわい退去命令に守った。

(2) この台湾漁船の比較的侵入する区域は、北小島と南小島の中間に位置する海峡及び魚釣島の北岸と南岸である。不法入域の主な目的は、飲料水の補給、水浴、海鳥のフエ採集、休養等である。また、殆んどが台湾省宜蘭県蘇澳港から約一週間の出境許可で出港し、全部冷凍用氷を積みサバ漁を行っている。漁法としては、竹である。後に1人が乗ってす

所蔵:福岡入国管理局那覇支局

資料概要

1970年7月9日から同12日にかけて、琉球政府出入管理庁が尖閣諸島不法入域者に対する警告板を設置した際に提出された復命書。警告板設置状況及び不法入域台湾人(密漁・上陸および沈船解体等)への取締状況を報告。

作成年月日	1970年(昭和45年)7月24日
編著者	出入管理庁警備課課長比嘉健次
発行者	出入管理庁
収録誌	復命書
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	福岡入国管理局那覇支局
利用方法	福岡入国管理局那覇支局で利用手続きを行う

内容見本

復命書

1970年7月7日 不法入域防止用警告板の設置立会及び不法入域者の取締のため、尖閣列島へ出張しましたので、その概要をつぎのとおり復命します。

1970年7月24日 出入管理庁警備課課長比嘉健次

1. 出張年月日 1970年7月7日から(10日間)16日まで
2. 出張先 尖閣列島((1)魚釣島、(2)南小島、(3)北小島、(4)黄尾嶼、(5)赤尾嶼)
3. 概要